

粕屋町下水道事業経営戦略

(平成29年度～令和8年度)

平成29年3月

(改定 令和5年3月)

粕屋町都市政策部上下水道課

目 次

第1章 経営戦略策定の趣旨	1
1. 経営戦略策定の目的	1
2. 経営戦略の位置付け	2
3. 対象とする事業	2
4. 計画期間	2
第2章 下水道事業の現状と課題	3
1. 下水道事業の役割	3
2. 本町の下水道	4
3. 下水道の整備状況	5
4. 下水道の経営状況	10
第3章 経営の基本方針	18
第4章 投資計画	19
1. 事業方針	19
2. 未普及地区整備促進事業	21
3. 処理施設新設・改築事業（県）	22
4. 10年間の投資額のまとめ	23
第5章 財源計画	24
1. 事業に必要な財源の確保	24
2. 投資と財源の関係	24
3. 下水道使用料金の試算	26
4. 企業債の試算	29
5. 一般会計からの繰入金	30
第6章 投資・財源計画	31
1. 投資・財政計画	31
2. 経費回収率の向上	34
第7章 効率化・経営健全化の取組	35
1. 人材に関する事項	35
2. 広域化・共同化・最適に関する事項	35
3. その他の経営基盤に関する事項	35
4. 情報公開に関する事項	35
5. 経営戦略の進捗管理	36

第1章 経営戦略策定の趣旨

1. 経営戦略策定の目的

下水道は、住民の環境衛生の向上、都市の健全な発展に寄与する施設であり、あわせて公共用水域の水質保全に資するために欠くことのできない公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設です。

本町の下水道事業は、福岡県が主体となって整備を行っている多々良川流域下水道に属する関連公共下水道として、昭和63年度に整備に着手して以来、順次区域の拡大を行いながら整備を続けています。また、平成6年7月に流域下水道の終末処理場である「多々良川浄化センター」が供用開始したことを受け、本町でも下水道での処理が可能となりました。供用開始当初、処理人口普及率は約7%でしたが、令和3年度末現在では98.3%に達し、建設事業の促進、普及促進については一定の目途が立った状況にあり、今後は、維持管理や改築更新を主体とする事業に転換するとともに、安定したサービスを持続的に提供するために経営を主とした時代に移行しようとしています。

このような状況の中、今後は資産の老朽化に伴う大量更新期の到来、少子高齢化の進行、生活様式の多様化等、公営企業を取り巻く環境は変化の過程にあり、これらは今後の下水道事業の経営に対しても大きな影響を及ぼすものと考えられます。

下水道事業は、住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう中長期的な基本計画として、平成29年3月に「粕屋町下水道事業経営戦略」を策定しました。

計画策定時、令和3年度を目途に見直す方針としていましたが、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症等の影響により、収支計画の見通しが立ちづらい状況が続いています。令和3年度末までの社会情勢の変化や本町の収支状況を踏まえ見直すこととしたため、策定から6年が経過する令和4年度に経営戦略の見直しを行います。

2. 経営戦略の位置付け

平成26年8月に総務省から通知された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上に取り組むための「経営戦略」の策定が要請されました。

そこで、現状と将来見通しを踏まえ、下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための指針として、「粕屋町下水道事業経営戦略」を策定します。

3. 対象とする事業

対象事業	粕屋町流域関連公共下水道事業
------	----------------

4. 計画期間

経営戦略の計画期間は10年以上を基本として設定することが必要とされており、また、投資、財源および経費の試算を行う上でもある程度、中長期的な視点に立った取り組みが必要となります。

本町は、平成27年度末までに約715haの整備を終えましたが、平成28年度に全体計画の見直しを行い計画面積は約890haとしています。このため、全体計画の整備完了までには今後、約175haの整備が必要となり、本町では整備完了目標年度を令和7年度として整備を進めています。

下水道施設の整備が完了すると、維持管理、改築事業が主たる事業となることから、下水道事業における節目と位置付けることが出来ます。このため、整備完了を一定の区切りと考え、計画期間は10年間としました。

計画期間	10年間（平成29年度～令和8年度）
------	--------------------

総務省「経営戦略の策定に関するQ&A」において、経営戦略の見直しと計画期間との関係について、「計画の見直し時点においても、更に10年以上の計画期間を設定し見直すことが望ましい」とされていますが、先の記述のとおり、本町では整備完了を一定の区切りとしていることから、今回の見直しでは期間を再設定することなく、当初の計画期間のうち、残りの計画内容のみ見直しを行います。

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道事業の役割

下水道は、住民の環境衛生の向上、都市の健全な発展に寄与する施設であり、あわせて公共用水域の水質保全に資するために欠くことのできない公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設です。

下水道の基本的な役割は、“公衆衛生の確保と生活環境の改善”、“浸水の防除”、“公共用水域の水質保全”の大きな3つですが、近年では、時代の要請を受け、“環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築”、“健全な水・物質循環系の構築”も求められています。

(1) 公衆衛生の確保と生活環境の改善

下水道は、家庭や事業活動により排出される汚水を速やかに排除・処理することで、蚊の発生の抑制、伝染病の予防、悪臭の排除など、屋内住環境を含んだ生活環境に貢献します。また、便所の水洗化を通じて衛生的で快適な居住空間を創出します。

(2) 浸水の防除

市街地に降った雨を速やかに排除したり、貯留、浸透させ、内水氾濫を防止することも下水道の重要な役割です。特に都市部での浸水防除は、住民の生命と財産を守ると同時に、交通等の都市機能の確保の点からも重要となります。

近年、都市化の進展に伴うヒートアイランド現象が原因と考えられる局地的な大雨の増加に伴い、雨水流出量も増加傾向にあることから、下水道の整備・拡充が求められています。

(3) 公共用水域の水質保全

生活排水、工場排水や事業活動から生じる排水を地中部に埋設した管渠で終末処理場に集め、終末処理場で適切な処理を行い、河川等公共用水域の水質汚濁を防止します。終末処理場で処理を行うことにより、良好な水循環の構築に寄与し、豊かな自然環境を創造します。

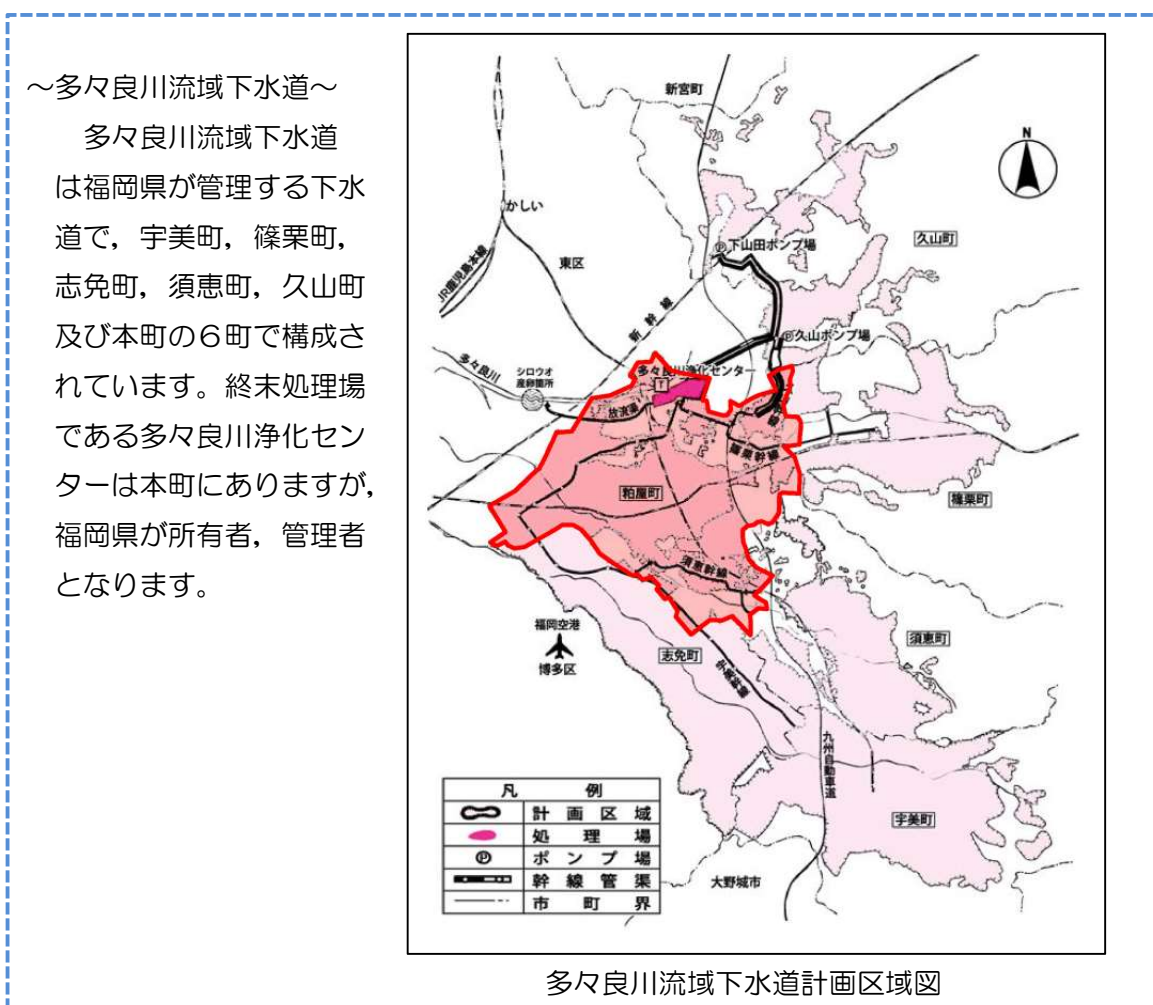
2. 本町の下水道

公共下水道は、都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の保全に資することを目的とした事業であり、主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道です。

公共下水道は大きく、“単独公共下水道”と“流域関連公共下水道”に区分されますが、これらには以下の違いがあります。

単独公共下水道	終末処理場を有する
流域関連公共下水道	終末処理場を有しない

本町は多々良川流域下水道に関連した公共下水道であり、“流域関連公共下水道”にて整備を行っています。



また、下水道は、古くは汚水と雨水を同じ管渠で排除する『合流式』の下水道でありましたが、処理施設の負荷の軽減のため、最近では、汚水と雨水を別々の管渠で排除する『分流式』の下水道が採用されています。

多々良川流域下水道においても、処理施設の規模の最適化、負荷の軽減のため、分流式下水道を採用しており、粕屋町では、汚水については流域下水道幹線へ、雨水については既存水路を利用した公共水域へ排除する計画で事業を行っています。

3. 下水道の整備状況

(1) 本町の下水道施設

本町は終末処理場施設を有しない流域関連公共下水道として、町内のほとんどの区域を粕屋処理区に位置付けていますので、地下に埋設された管渠が主な施設となります。そのほか、降った雨を効率的に貯めて市街地の浸水被害を軽減させるための雨水調整池、処理された水を再利用するための再生処理施設を有しています。

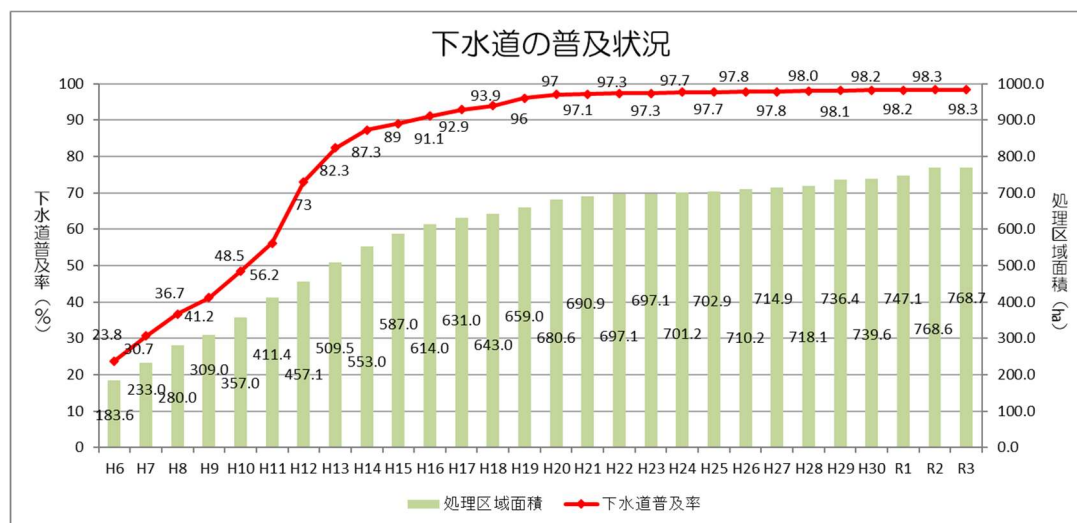
令和3年度末現在、以下の施設を保有しています。

施設名	保有施設	備考
汚水管渠	152,867m	昭和63年整備着手
雨水管渠	2,155m	平成22年整備着手
再生処理施設	1棟	一般会計施設
雨水調整池	6施設	

(2) 下水道の普及状況

下水道施設は平成6年度に供用を開始して以来、整備区域、下水道普及率は順調な伸びを示してきました。令和3年度末現在、全体計画面積889.7haに対し約769haの整備を完了しています。また、下水道普及率（処理区域内人口/行政人口）は98.3%と非常に高い値となっています。

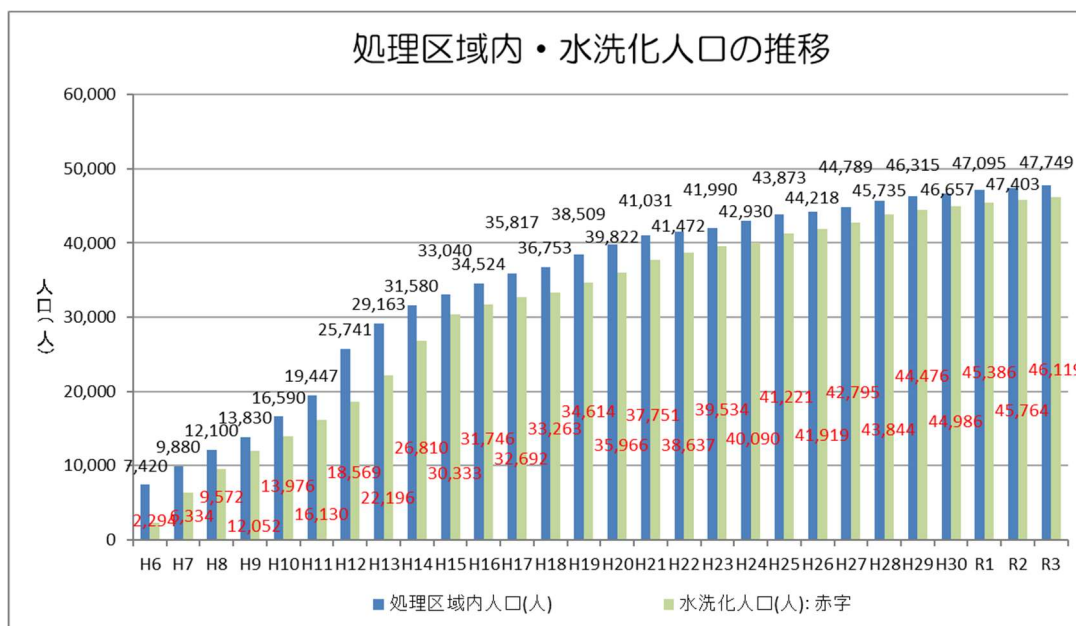
既存市街地の整備はほぼ完了しており、今後は、九大農場の再開発、各種開発計画（区画整理・民間開発等）にあわせ、随時、整備区域を拡大していく予定です。



(3) 水洗化の状況

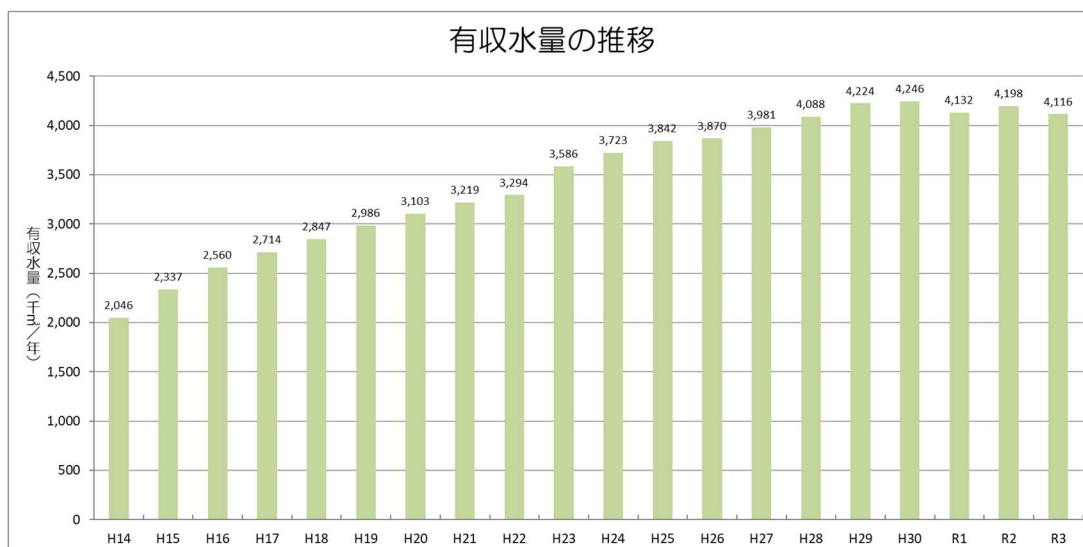
令和3年度末現在、下水道へ接続可能な人口47,749人の内、46,119人の方が接続されており、水洗化率（水洗化人口/処理区域内人口）は約97%となっています。

下水道施設の整備進捗と同様に水洗化人口も順調な伸びを示しております。ライフラインに位置付けられる下水道施設は今後、未整備地区の解消、開発行為と一体となった整備が行われることから、伸びは鈍化するとしても確実な水洗化率の向上が見込めます。



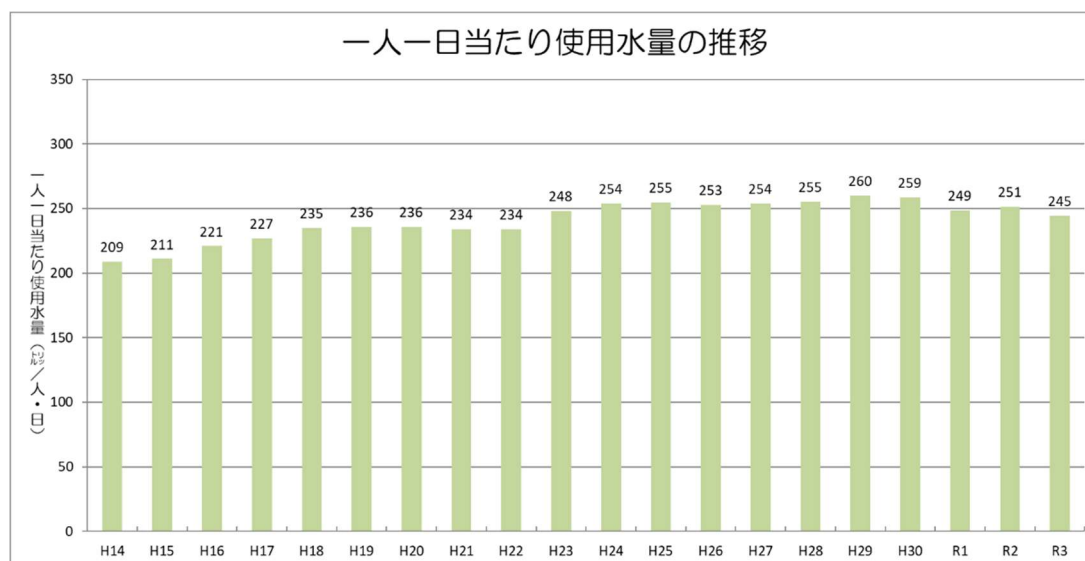
(4) 有収水量の状況

下水道使用料の対象水量となる有収水量は令和3年度末現在、約4,116千m³/年となっています。水洗化人口の増加と関連した順調な伸びを示していましたが、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症等の影響による、水道の使用水量の減少に伴い、わずかに減少傾向となっています。



一人一日当たりの使用水量は、年間の有収水量を水洗化人口と1年間の日数で除すことで算定されます。

平成24年度以降横ばいで推移していた一人一日当たりの使用水量は、令和元年度から減少傾向で推移し、令和3年度は約245ℓ/人・日程度となっています。これは、節水機器の普及や経済情勢の変化による節水意識の高まり等から生活用水が減少していること、大口需要家の減少や新型コロナウイルス感染症の影響等から事業所の使用水量が減少していることが影響していると考えられます。

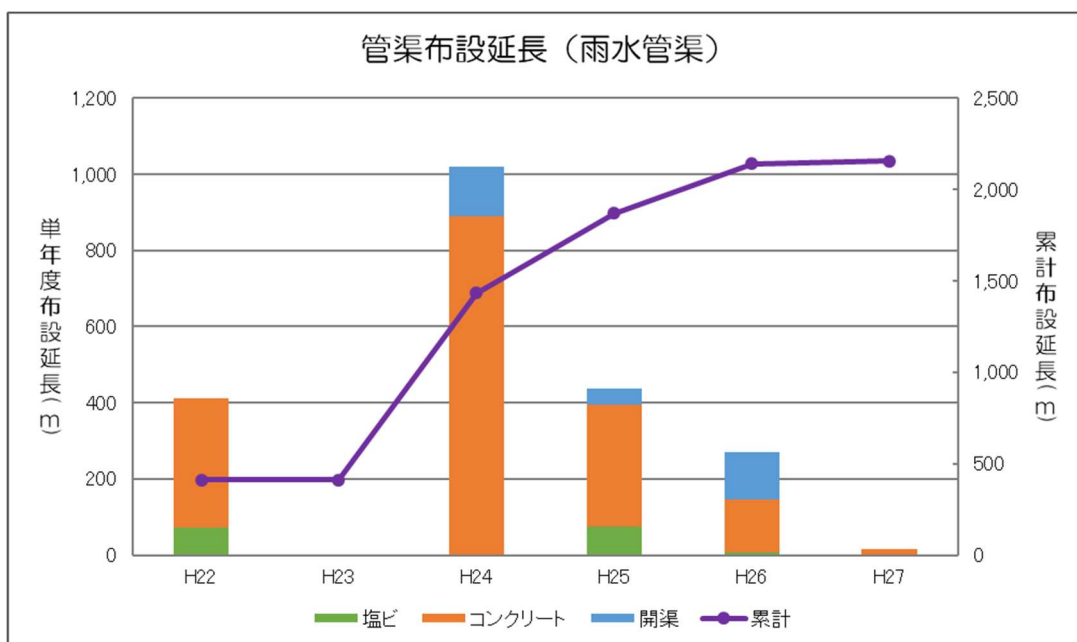
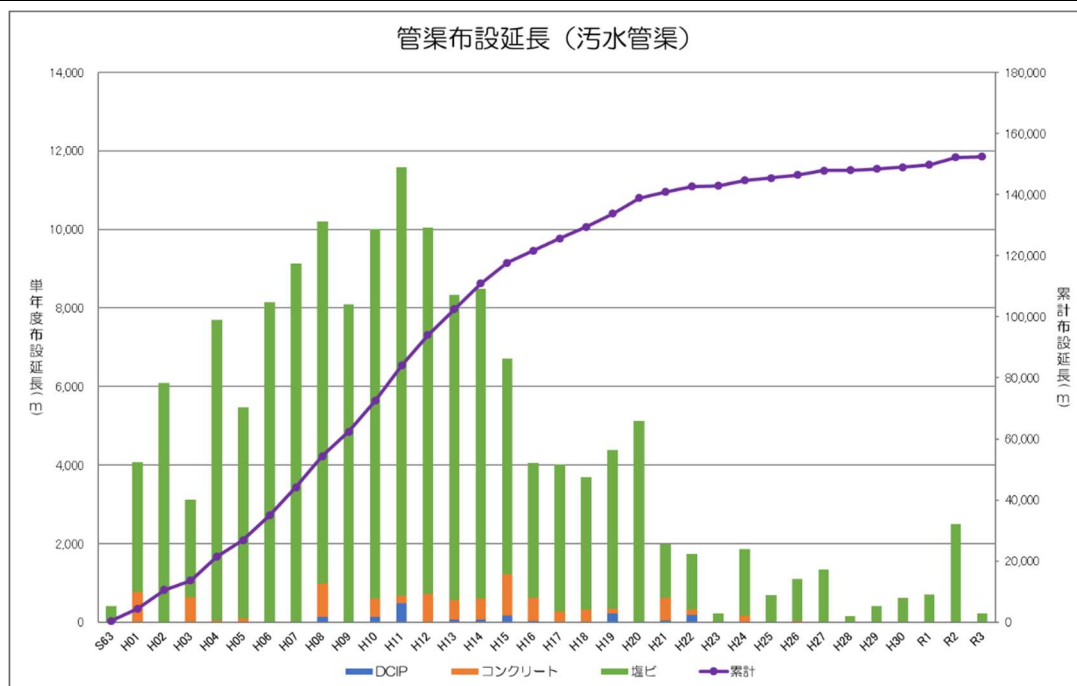


(5) 管渠の整備状況

本町の下水道管渠の布設工事は、下水道施設の供用開始以前である昭和63年度から開始しています。令和3年度末の総整備延長は約155kmとなります。

下水道事業では污水管渠を主体に整備を行っており、污水管渠はこれまで約153kmの整備を完了しています。污水管渠の管種は使用用途、埋設条件により選定していますが、主に耐酸性に強い硬質塩化ビニル管を主体に整備を行っています。

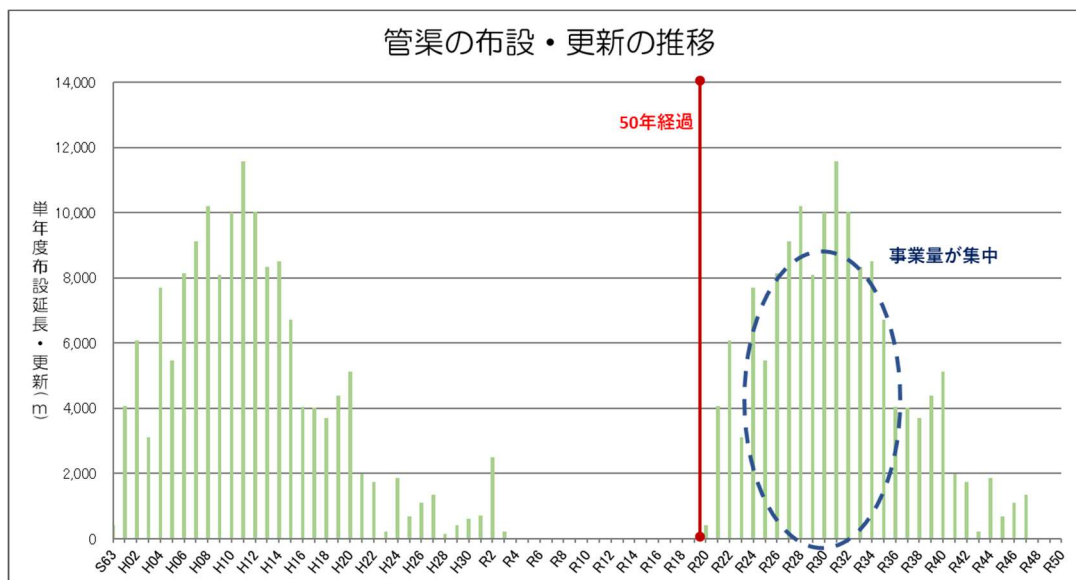
雨水については既存水路を用いて排水することを原則に整備を進めています。町内の一部区域においては浸水被害の軽減に向けて、雨水調整池の整備を行っています。雨水管渠の整備延長は約2kmとなっています。雨水管渠の材質は、新たに布設する管渠については耐久性に優れるコンクリート管を主体に採用しています。



※H28～R3：雨水管渠布設なし

管渠整備は昭和63年からこれまでに約260億円の事業費を投じて進めてきました。しかしながら整備した管渠を恒久的に使用できるわけではなく、持続的に下水道施設を利用するためには、将来、すべての管渠の更新が必要となります。

単純に標準耐用年数である50年で改築を行うと仮定すると、令和30年前後に多額の改築費用を投じる必要があります。事業費の集中は財政面の不安材料となることから、ストックマネジメントを実施し、延命化等を行いつつ、事業量の平準化を推進していく必要があります。



(6) 雨水対策の状況

近年、多発するゲリラ豪雨、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大などによる都市型浸水被害の発生が社会的な問題となっています。本町も例外ではなく、雨水対策の強化は必要な事業の一つです。

本町では、中心部の浸水被害の軽減に向け雨水調整池の設置を行い、現在、6か所の雨水調整池を維持管理しています。



粕屋フォーラム駐車場内雨水調整池築造工事(平成 23 年)

4. 下水道の経営状況

(1) 下水道使用料金の状況

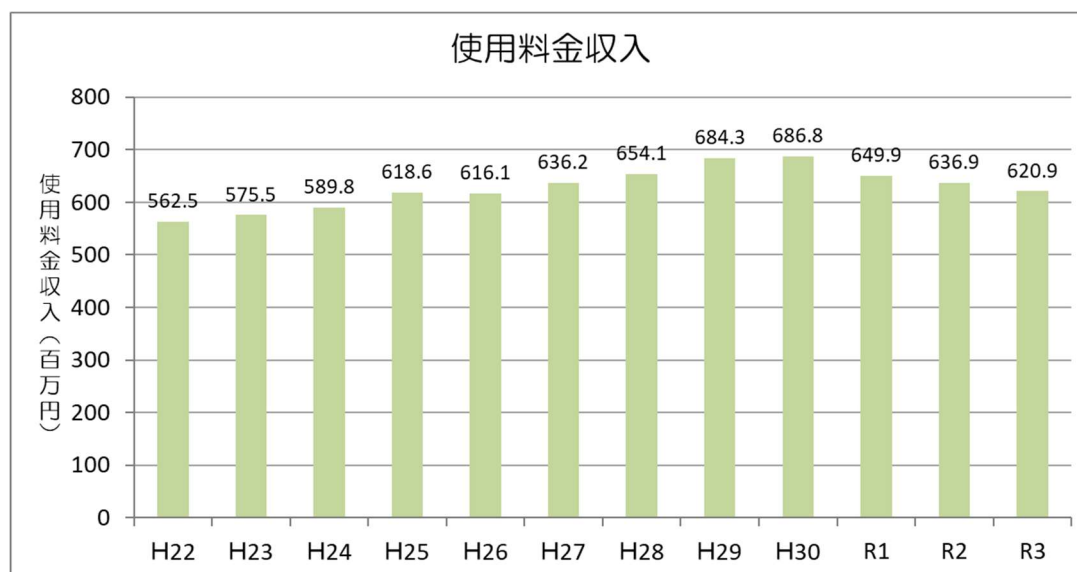
本町の生活・営業活動等に使用される水には、上水道と井戸水があります。上水道利用の場合は水道の使用水量，井戸水利用の場合は人数により認定水量を決定し，下水道使用料金を賦課しています。

一般家庭の下水道排出量が20m³/月の場合，下水道使用料金は2,750円(消費税込み)となり，多々良川流域関連6町の中では2番目に安価となっています。

流域関連 町名	下水道料金 (円/月・20m ³ ，消費税込み)
宇美町	3,210
久山町	3,080
須恵町	2,860
粕屋町	2,750
篠栗町	2,970
志免町	2,662
平均	2,922

令和3年3月31日現在

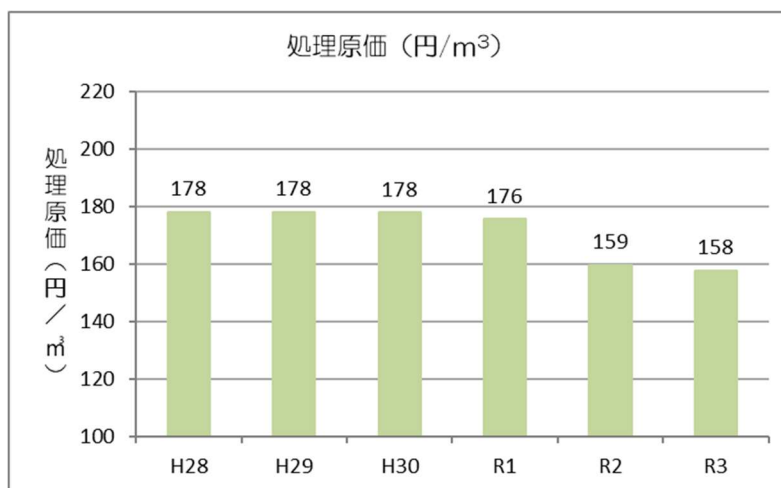
令和3年度における使用料金収入の総額は約6億2千万円(税抜き)となり，6億円を越える収入が確保できていますが，令和元年度以降，有収水量の減少に比例して減少傾向となっています。



※平成22年4月に公営企業法を適用したため，平成22年度から整理する(以下，同様)。

(2) 処理原価の推移

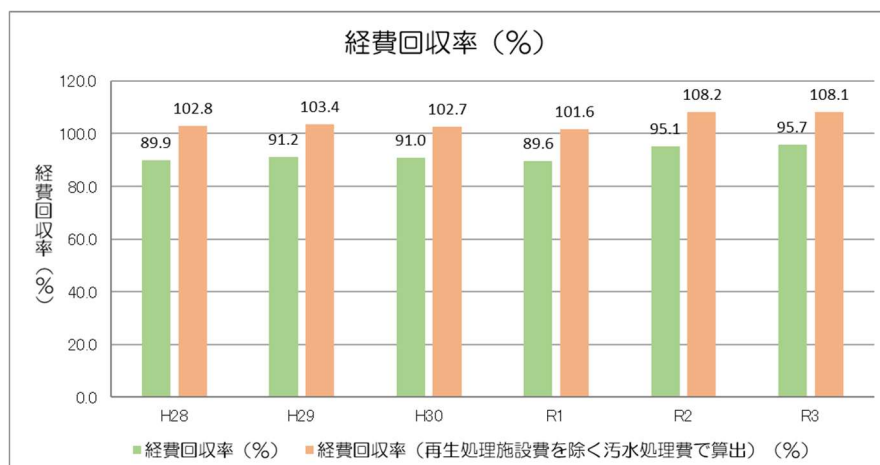
処理原価とは1 m³の汚水を処理するのにどのくらいの費用がかかったかを示す指標であり、汚水処理費を有収水量で除すことで算出します。本町の処理原価は平成28年に比べると減少傾向にあります。現在は水洗化人口の増加に伴い、比較的まとまった汚水量となることで効率的な処理が行えていると判断できます。



(3) 経費回収率

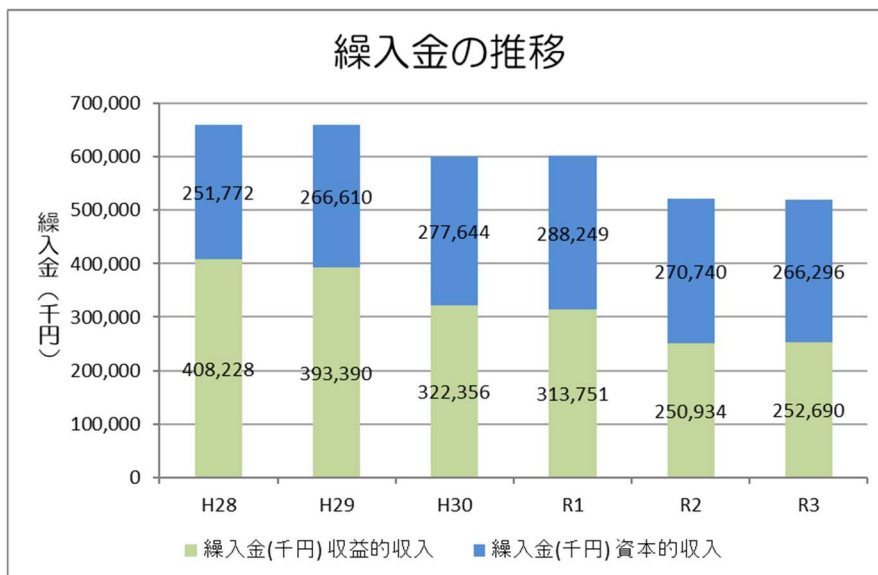
経費回収率とは使用料金で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを示す指標であり、下水道使用料を汚水処理費で除すことで算出します。

本町は汚水処理事業の中で、水循環・再生下水道モデル事業を実施しており、汚水処理費には再生処理施設費が含まれています。水循環・再生下水道モデル事業は一般財源の支出により整備・運営が行われている事業となるため、使用料金収入で賄うものではありません。本町の経費回収率は、比較的高水準で推移しているものの100%には到達していませんが、この再生処理施設費を除く汚水処理費を用いて算出した経費回収率は、100%を超えた数値で推移しています。

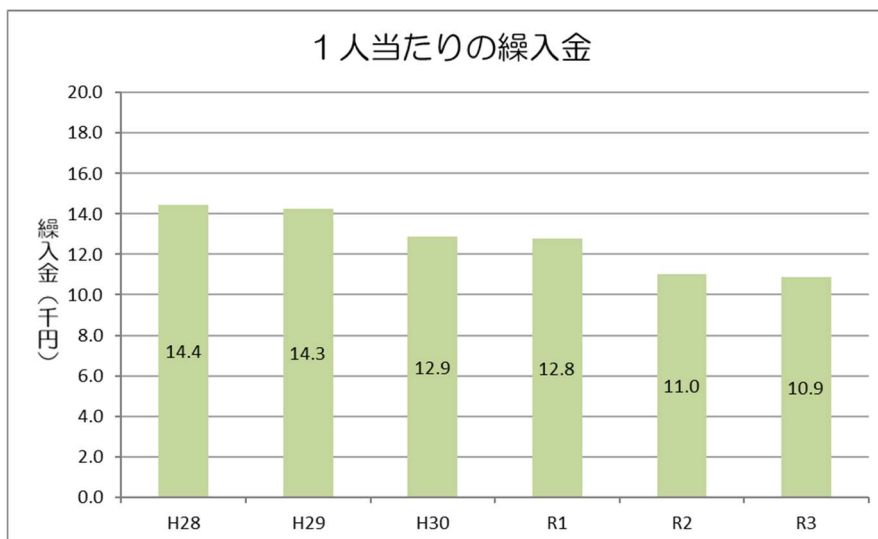


(4) 繰入金の推移

公共下水道の一般会計からの繰入金は、6億円程度とほぼ同額で推移していましたが、近年は減少傾向となっています。繰入金は基準内繰入金と基準外繰入金に区分されますが、毎年同程度の繰入を行っています。しかしながら、これは事業規模等によって異なることから単純に比較はできません。



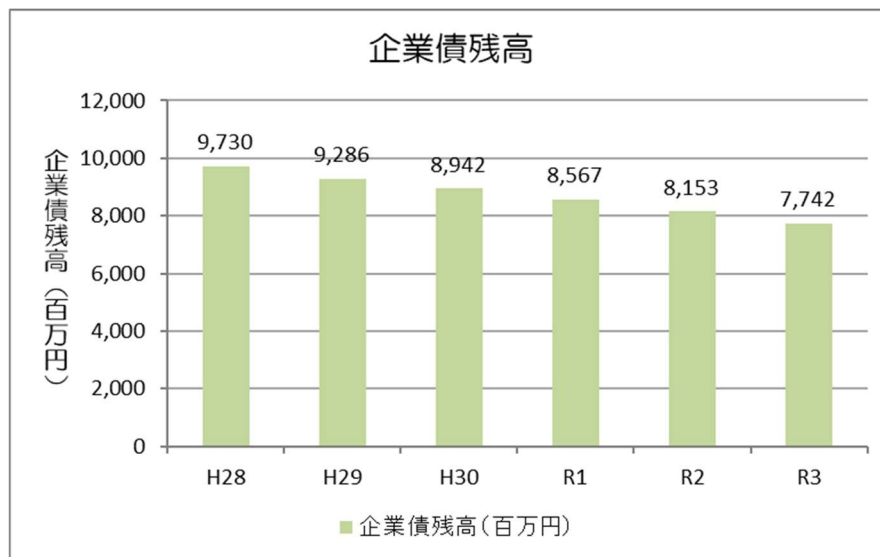
この繰入金を処理区域内人口で除すことで1人当たりの繰入金となります。令和3年度では約1万1千円となっています。



(5) 企業債残高の推移

令和3年度末の企業債残高は約77億円となり、平成27年度末に比べ約25億円減少しています。施設ピークの建設が平成10年頃であり、近年は事業量が縮小傾向にあることから確実に企業債の残高は減少しています。

今後は、適切に平準化策を講じ、ピークをなくしていくことが重要となります。



(6) 職員の状況

以前は、普及率の拡大を目指し管渠整備が多かったため、下水道関係の業務に従事している職員は比較的多かったのですが、普及率も90%を超え、ある程度面整備も進んだことから、平成18年度に行政改革を行い、効率化を図るため上水道関連部署と統合し、職員は減少する形になりました。

近年は4人体制で下水道に関する業務を遂行しており、ここ数年変動はありません。

(7) 経営比較分析表

公営企業では経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。そこで、総務省では国内の公営企業の財務情報を整理したものを同規模の自治体と比較した「経営比較分析表」として取りまとめています。

経営比較分析表の全体総括表にも示されていますが、これまで分析を行った結果同様、経営状態は健全と考えられており、将来の投資に対するバランスが求められています。

次ページに、現時点総務省が公表している最新の経営比較分析表（令和2年度決算）を示し、経営比較分析表以降に、言葉の定義及び本町の状況を説明します。

経営比較分析表（令和2年度決算）

指標名		業種名		事業名		類似団地区分		管理者の情報	
業種名	下水道事業	業種名	公共下水道	事業名	公共下水道	類似団地区分	Bc2	管理者の情報	非設置
業種別平均	54.31	自己資本構成比率(%)	54.31	資本効率(%)	98.25	有収率(%)	93.73	1か月20㎡当たり処理料金(円)	2,750
法適用	-	貸借対当力比率(%)	106.62	営業利益率(%)	106.62	営業利益率(%)	106.62	人口(人)	46,246
法適用	-	営業不足比率(%)	106.62	営業利益率(%)	106.62	営業利益率(%)	106.62	処理区域面積(km ²)	14.13
法適用	-	営業不足比率(%)	106.62	営業利益率(%)	106.62	営業利益率(%)	106.62	処理区域人口密度(人/km ²)	3,414.44
法適用	-	営業不足比率(%)	106.62	営業利益率(%)	106.62	営業利益率(%)	106.62	処理区域人口平均	6,164.24

分組

1. 経営の健全性・効率的性

① 借入金比率(%)

105	106	107	108	109	110	111	112
108.54	110.94	108.53	106.67	100.01	104.59	106.67	104.59
106.62	106.66	106.25	106.89	104.59	106.62	106.62	106.62
平均値	106.62	106.66	106.25	106.89	104.59	106.62	106.62

② 借入金比率(%)

105	106	107	108	109	110	111	112
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.43	0.72	0.78	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83
平均値	0.43	0.72	0.78	0.83	0.83	0.83	0.83

③ 借入金比率(%)

105	106	107	108	109	110	111	112
56.80	91.63	90.95	101.06	110.59	101.06	110.59	101.06
76.95	77.18	67.20	61.20	57.60	61.20	57.60	61.20
平均値	76.95	77.18	67.20	61.20	57.60	61.20	61.20

④ 借入金比率(%)

105	106	107	108	109	110	111	112
1,084.29	1,004.81	978.18	909.95	861.46	909.95	861.46	909.95
991.69	986.82	1,023.38	1,033.60	1,039.38	1,033.60	1,039.38	1,033.60
平均値	991.69	986.82	1,023.38	1,033.60	1,039.38	1,033.60	1,033.60

⑤ 借入金比率(%)

105	106	107	108	109	110	111	112
84.53	84.02	82.26	85.59	85.47	85.59	85.47	85.59
84.53	84.02	82.26	85.59	85.47	85.59	85.47	85.59
平均値	84.53	84.02	82.26	85.59	85.47	85.59	85.59

⑥ 借入金比率(%)

105	106	107	108	109	110	111	112
154.70	154.83	154.25	150.46	144.12	150.46	144.12	150.46
154.70	154.83	154.25	150.46	144.12	150.46	144.12	150.46
平均値	154.70	154.83	154.25	150.46	144.12	150.46	150.46

⑦ 借入金比率(%)

105	106	107	108	109	110	111	112
58.04	59.90	64.51	66.18	56.39	66.18	56.39	66.18
58.04	59.90	64.51	66.18	56.39	66.18	56.39	66.18
平均値	58.04	59.90	64.51	66.18	56.39	66.18	66.18

⑧ 借入金比率(%)

105	106	107	108	109	110	111	112
92.59	92.40	91.62	91.87	91.45	91.87	91.45	91.87
92.59	92.40	91.62	91.87	91.45	91.87	91.45	91.87
平均値	92.59	92.40	91.62	91.87	91.45	91.87	91.87

⑨ 借入金比率(%)

105	106	107	108	109	110	111	112
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

⑩ 借入金比率(%)

105	106	107	108	109	110	111	112
17.99	19.50	21.60	20.91	26.06	20.91	26.06	20.91
19.92	20.58	14.75	19.78	14.80	19.78	14.80	19.78
平均値	19.92	20.58	14.75	19.78	14.80	19.78	19.78

2. 老朽化の状況

① 借入金比率(%)

105	106	107	108	109	110	111	112
0.44	0.42	0.25	0.44	0.10	0.44	0.10	0.44
0.44	0.42	0.25	0.44	0.10	0.44	0.10	0.44
平均値	0.44	0.42	0.25	0.44	0.10	0.44	0.44

② 借入金比率(%)

105	106	107	108	109	110	111	112
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

③ 借入金比率(%)

105	106	107	108	109	110	111	112
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

④ 借入金比率(%)

105	106	107	108	109	110	111	112
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

⑤ 借入金比率(%)

105	106	107	108	109	110	111	112
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

⑥ 借入金比率(%)

105	106	107	108	109	110	111	112
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

⑦ 借入金比率(%)

105	106	107	108	109	110	111	112
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

⑧ 借入金比率(%)

105	106	107	108	109	110	111	112
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

⑨ 借入金比率(%)

105	106	107	108	109	110	111	112
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

⑩ 借入金比率(%)

105	106	107	108	109	110	111	112
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※「經常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「借入金比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「営業老朽化率」については、法適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出して示しています。

【表頭部分】

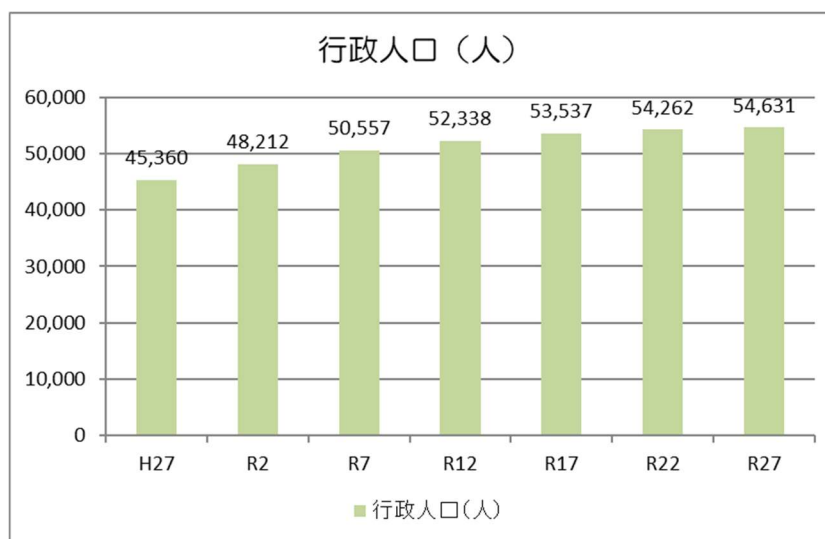
項目	内容	粕屋町の状況
類似団体区分	粕屋町と同規模の自治体区分	Bc2区分 <ul style="list-style-type: none"> ・処理区域内人口 30,000人以上 ・処理区域内人口密度 50人/ha以上 ・供用開始後年数 30年未満
資金不足比率 (%)	当該年度決算に基づく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項に規程する資金不足比率	資金不足は生じていない
自己資本構成比率 (%)	当該年度決算に基づく、負債資本合計に占める自己資本（資本に繰延収益を加えたもの）の割合 ((資本+繰延収益)/負債資本合計)	50%に近い値であり、過去の利益の蓄積が多く、経営基盤が安定していると判断できる
普及率 (%)	当該年度に基づく、行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合 (処理区域内人口/行政区域内人口)	前掲
有収率 (%)	当該年度決算に基づく、汚水処理水量に対する年間有収水量 (年間有収水量/汚水処理水量)	有収率は高水準にあり、雨天時浸入水等の流入は少ないと考えられる
1ヶ月当たり20m ³ 家庭料金(円)	当該年度決算に基づく、1ヶ月20m ³ 当たり家庭料金(口径13mm)	前掲
人口(人)	当該公共団体の令和3年1月1日住民基本台帳人口	本町の人口は経年的に見ると増加傾向にあり、今後も適度な収入が予測できる
面積(km ²)	国土地理院が実施する令和2年全国都道府県市町村別面積調に基づく、当該地方公共団体の面積	—
人口密度(人/km ²)	人口/面積	—
処理区域内人口(人)	当該決算年度に基づく、下水道法により処理開始が公示又は通知された処理区域の年度末人口	本町の処理区域内人口は経年的に見ると増加傾向にあり、今後も適度な収入が予測できる
処理区域面積(km ²)	下水道法により処理開始が公示又は通知された処理区域の面積	前掲
処理区域内人口密度(人/km ²)	現在処理区域内人口/処理区域面積	—

【経営比較分析】

項目	算出式	意味	粕屋町の状況
1. 経営の健全性・効率性			
①経常収支比率 (%)	$(\text{経常収益} / \text{経常費用}) \times 100$	料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標	100%を超えており、黒字となっている。今後は更新費用の財源を確保しつつ、黒字を続けることが望まれる。
②累積欠損金比率 (%)	$(\text{当年度末処理欠損金} / ((\text{営業収益}) - (\text{受託工事収益}))) \times 100$	営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標	0%であり、現状の経営は問題ない。また、使用料収入も増加傾向であり、将来的にも安定していると考えられる。ただし、管渠の老朽化に伴い維持費が増加する可能性があり、注意が必要である。
③流動比率 (%)	$(\text{流動資産} / \text{流動負債}) \times 100$	短期的な債務に対する支払能力を表す指標	年々上昇している。類似団体に比べても高い位置にある。
④企業債残高対事業規模比率 (%)	$((\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}) / (\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金})) \times 100$	料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標	年々減少傾向にあるが、改築が始まる時期には注意が必要である。
⑤経費回収率 (%)	$(\text{下水道使用料金} / \text{汚水処理費} (\text{公費負担分を除く})) \times 100$	使用料金で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標	100%に近い値であるが、使用料金以外の収入（繰入金等）で賄われている面もある。今後、適正な使用料金収入の確保、汚水処理費の削減が必要となる。
⑥汚水処理原価 (円)	汚水処理費（公費負担分を除く）／年間有収水量	有収水量1m ³ 当たりの汚水処理に要した費用	類似団体の平均に比べ処理原価は高い。今後、投資の効率化、更なる有収水量の増加等の経営改善が必要である。
⑦施設利用率 (%)	$(\text{晴天時一日平均処理水量} / \text{晴天時現在処理能力}) \times 100$	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合	流域関連公共下水道であり、処理施設はない。
⑧水洗化率 (%)	$(\text{現在水洗便所設置済人口} / \text{現在処理区域内人口}) \times 100$	処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標	類似団体と同程度であるが高水準で推移している。今後は更なる水洗化率の向上に向けた取組が必要である。
2. 老朽化の状況			
①有形固定資産減価償却率 (%)	$(\text{有形固定資産減価償却累計額} / \text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}) \times 100$	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標	一般的に100%に近いほど保有資産が耐用年数に近いこととなるが、老朽化が年々進んでいる状況である。
②管渠老朽化率 (%)	$(\text{法定耐用年数を経過した管渠延長} / \text{下水道布設延長}) \times 100$	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標	工事着手が昭和61年であり、現時点で耐用年数を超えた管渠はない。
③管渠改善率 (%)	$(\text{改善} (\text{更新} \cdot \text{改良} \cdot \text{修繕}) \text{管渠延長} / \text{下水道布設延長}) \times 100$	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標	工事着手が昭和61年であり、現時点で更新実績はない。

第3章 経営の基本方針

全国的な傾向として、人口減少や少子高齢化が進んでおり、受益者の減少に伴う使用料金収入の減少が危惧されていますが、本町の人口は国立社会保障人口問題研究所の推計（平成30年3月）によると、公表されている令和27年まで行政人口は増加するものと推計されています。しかしながら、カーボンニュートラル等による生活様式の変化、節水型機器の普及、省資源化、経済成長の鈍化など社会構造の変化に伴い、使用料金収入の伸びは鈍化傾向に転じることも考えられます。



また、本町の管渠は平成10年前後に集中的に整備を行っており、標準耐用年数である50年で施設を改築する場合、令和30年前後に大規模な改築が必要な時期が到来し、老朽化対策としての改築事業へ多額の投資が必要となります。管渠の老朽化対策に加え、流域下水道の処理施設も老朽化対策が必要となることを見据えると、今後の下水道事業を取り巻く環境は厳しくなるものと想定されます。

本経営戦略の計画期間は10年間であり、その間は未整備地区の解消及び健全な下水道管渠の維持管理が主体となります。

本格的な改築事業は早くとも令和20年付近となることから、本経営戦略では、経営の基本方針に以下を掲げます。

磐石な下水道サービスの提供に向けた土台の構築

第4章 投資計画

粕屋町において今後必要な事業は長期的な目線でみると既に工事を完了した管渠の改築事業が主となりますが、短期的な視点でみると下水道の未普及地区に対する新設管渠の整備が急務となります。

国は、「未整備地区における下水道施設の早期概成」を目標に掲げており、平成26年1月には「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を発刊し、10年を目途に汚水処理施設の概成を達成することを目標としています。粕屋町では平成27年に町内全域の整備方針を固め、公共下水道事業で整備を行う区域を設定していることから、本経営戦略は今後投資が必要な下水道事業について以下のとおり整理を行います。

- ① 未普及地区整備促進事業（汚水）
- ② 雨水整備事業
- ③ 管渠改築事業
- ④ 処理施設新設・改築事業（県）
- ⑤ 再生処理施設改築事業

1. 事業方針

今後、投資が必要な事業の内、本経営戦略の期間である10年間は① 未普及地区整備促進事業（汚水）が主体となります。このため、今後、10年間の投資は本事業に集中的に行います。

なお、その他の事業は以下の方針とします。

② 雨水整備事業

雨水施設はこれまで調整池等の整備を行ってきた結果として、浸水被害が生じる地域は大幅に減少しました。ただし、都市化の進展、異常気象による浸水被害の拡大が顕著となった場合には、方針を転換し、早急に整備促進を図ります。

なお、下水道事業を行う上では、雨水整備は公費負担が原則であり、一般財源を用いて整備を行っていきます。

③ 管渠改築事業

管渠の老朽化対策である改築事業は標準耐用年数を考慮すると令和20年頃から必要となることが想定されます。しかしながら、令和20年から一定の割合で改築を開始すると建設時と同様に大きな改築のピークが現れ、下水道経営に大きな影響を及ぼすこととなります。このため、今後は“計画的な改築・維持管理”の実現に向けた「ストックマネジメント計画」を策定し、

- ・日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止
- ・ライフサイクルコストの最小化
- ・予算の最適化の観点も踏まえた予防保全型管理

に努めていきます。

管渠改築事業は次期経営戦略の主となる事業であることから、本経営戦略からは除外します。

④ 処理施設新設・改築事業（県）

粕屋町は処理施設を有しておらず、県が管理する流域下水道幹線へ汚水を放流し、県所管の多々良川浄化センターで汚水処理を行っています。

県の管理する施設の建設費、改築費に対して粕屋町では“流域下水道建設負担金”を支払っています。この財源は下水道使用料が充当されることから今後の下水道経営を行う上では非常に大きな要素となります。本経営計画の中では、“流域下水道分担金”として将来値を経営戦略に反映します。

⑤ 再生処理施設改築事業

粕屋町には多々良川浄化センターで処理を行った水を再利用するための再生処理施設がありますが、再生水は“水路の維持用水”，“せせらぎ”，“農業用水”，“公共施設のトイレ用水”等に活用されており、良好な水環境を創出しています。この施設は、一般財源の支出により整備・運営が行われており、下水道に関する経費の投入はありません。このため、将来の改築事業においても一般財源を投入することから、経営戦略からは除外します。



粕屋フォーラム横にある「せせらぎ公園」（処理水を利用）

2. 未普及地区整備促進事業

粕屋町の下水道は平成28年度に全体計画の見直しを行い、全体計画区域面積は約890haとなっています。

このうち、令和3年度末現在、約769haの整備が完了しています。

全体計画面積 (ha)	事業計画面積 (ha)	整備済み面積(R3末) (ha)
890	869	769

今後は継続的に事業計画面積の拡大を行い、未普及地区の解消、開発計画との整合を図った効率的な管渠整備に努める方針です。粕屋町では国の方針に従い、概ね10年（令和7年度末）で未普及地区の解消を完了する方針としていることから、毎年、以下に示す面積を整備する方針です。

なお、全体計画面積には道路・池など整備不要な面積（約75ha）も含まれていることから、令和4年度以降に実際に整備が必要な面積は約46haとなります。

年度	整備面積(ha)	
	単年度	累計
平成27年度まで	-	714.9
平成28年	3.2	718.1
平成29年	18.3	736.4
平成30年	3.2	739.6
令和元年	7.5	747.1
令和2年	21.5	768.6
令和3年	0.1	768.7
令和4年	11.6	780.3
令和5年	11.6	791.9
令和6年	11.6	803.5
令和7年	11.5	815.0
令和8年	0.0	815.0
整備不要 (池・道路等)	75.0	890.0

未普及地区の整備促進に向けた管渠整備における投資額の見込みは概ね以下のとおりとなります。

項目	10年間の投資額 (H29～R7)
未普及地区整備促進事業	約934百万円

(1haあたり約9.4百万円と設定し算出)

3. 処理施設新設・改築事業(県)

県の処理施設である多々良川浄化センターは平成6年度に供用を開始した施設であり、令和4年度で28年が経過します。多くの機械・電気設備で標準耐用年数が経過しており、今後計画的な改築事業が行われていきます。さらに処理場は流入下水量の伸びに応じて建設を行うため、現状ですべての施設が完成しているわけではなく、今後、新たに作る施設もあります。

このため、県では今後の流入水量予測、財政見通し等を踏まえ、関連する町に対して一定額の負担を求めています。

今後10年間の負担額である“流域下水道建設負担金”は以下のとおり推計されています。

項 目	10年間の投資額 (H29～R8)
流域下水道建設負担金	約735百万円

(県の予定額より算出)



多々良川浄化センター（出典：福岡県下水道管理センターホームページ）

4. 10年間の投資額のまとめ

今後10年間の施設構築に関する投資額は主として未普及地区整備促進事業、流域下水道建設負担金となります。

10年間の投資額をまとめると、約17億円が必要となり、単純平均すると年間約1.7億円となります。

項目	10年間の投資額 (H29～R8)
未普及地区整備促進事業	約934百万円
流域下水道建設負担金	約735百万円
合計	約1,669百万円

流域下水道建設負担金は県の事業の進捗、老朽化の進行度合いにもよりますが、粕屋町流域関連公共下水道としては、10年間で下水道計画区域の全町民が下水道施設を利用可能となり、下水道施設の土台が完成します。

第5章 財源計画

1. 事業に必要な財源の確保

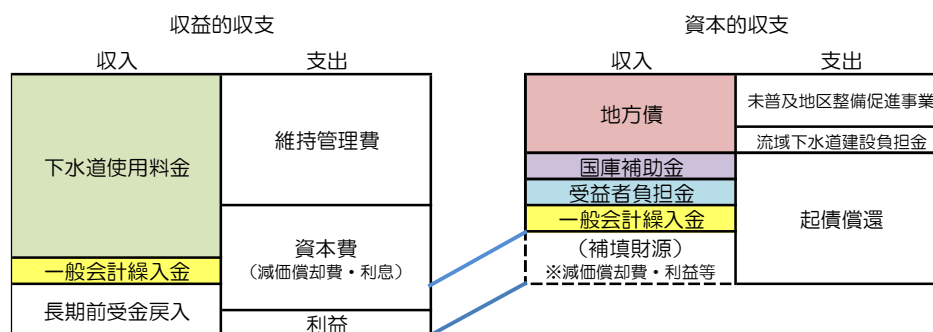
磐石な下水道サービスの提供に向けた土台の構築には、全体計画区域内のすべての住民が下水道を使用できる環境を構築することに加え、経営の安定化が求められます。そこで、前章で検討した投資計画を実行することはもちろん、使用料金収入を推計し、長期的な費用負担の平準化を図った企業債の活用や、国庫補助金の活用、一般会計からの繰入れの適正化が必要となります。

本町の人口は他の市町と相反して現在も増加傾向にあり、国立社会保障人口問題研究所の予測においても令和27年までは増加傾向を示すとされています。また、「第5次粕屋町総合計画後期基本計画」では令和12年までの人口推計を行っていますが、同様に増加傾向と推計しています。このため、下水道使用料金の収入は一定期間、安定的に確保できるものと推察されますが、将来的には人口が減少傾向に転じる可能性があることに加え、住民の節水意識の向上や節水型機器の普及により、下水道使用料金収入が減少することも視野に入れておく必要があります。

2. 投資と財源の関係

企業会計の概念上、収支は大きく“収益的収支”と“資本的収支”に区分されます。

この収支の内訳を簡単に示すと以下のとおりとなります。



資本的収入のうち、国庫補助金、地方債は充当率が定められ、一般会計繰入金についても繰出基準により算出するため、投資・起債償還元金の不足分は、減価償却費や利益等をもって補填することとなります。

しかしながら、収益的支出についても、維持管理費の大半は流域下水道（県）への負担金であり、また資本費は固定的であります。そのため、長期的に収支を均衡させるには、投資計画に見合った利益、つまり下水道使用料金収入の確保が重要となります。

(1) 下水道使用料収入

公営企業の料金は、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保できるものでなければならぬ」とされています。また、下水道には“雨水公費・汚水私費の原則”があり、雨水排除に関する費用は公費を充当し、汚水処理に関する費用は私費（下水道使用量に応じて徴収する使用料金並びに受益者負担金）にて負担するものと定義されています。

下水道の使用料金収入が十分でない場合、多くの他会計からの繰入金（一般会計）が必要となりますが、この状況が恒常的に続くと企業として健全とは言えず、適切な額に段階的な見直しを行うなどの対策が必要となります。

(2) 起債(企業債)

企業債は長期的に返還を行っていくことから借金ではありますが、あわせて、インフラ整備は長期的にわたって使用できる資産であることから、その財源の一部を将来世代にも負担させるという合理的な側面も有しています。このため、現役世代、将来世代の負担に偏りがでないように長期的な視点に立った抑制策、均衡化策を図ることが重要です。

(3) 他会計(一般会計)からの繰入金

一般会計からの繰入金は、毎年総務省自治財政局長から通知される「地方公営企業繰入金について」に定められた基準に基づく繰入金（基準内繰入金）とそれ以外の繰入金（基準外繰入金）があります。

公費負担を原則とする雨水処理に関する費用等は一般会計が負担する経費として基準内繰入金とされていますが、基準外繰入金は収支不足の補填等に当てられることから、自治体独自の政策となります。また、基準内繰入金には「分流式下水道等に要する経費」もあり、これは適正な下水道料金を徴収しても不足する経費に充当されます。しかしながら、一般会計からの繰入金が多くを占める場合、適正な経営とは言えず、改善が必要となります。

(4) その他の財源

国庫補助金は、下水道の役割を踏まえ、下水道を緊急に整備することが非常に重要であるとして、国が建設費の一部を補助するものです。国庫補助金の活用により、町の下水道整備の促進が図られてきました。

受益者負担金は、下水道が整備されると土地の利用価値が高まることから、その事業費の一部を負担していただいているものです。

また、これらの下水道整備のために受けた補助金等については、その資産の減価償却費に対応して長期前受金戻入（現金収入無し）として収益化しています。

3. 下水道使用料金の試算

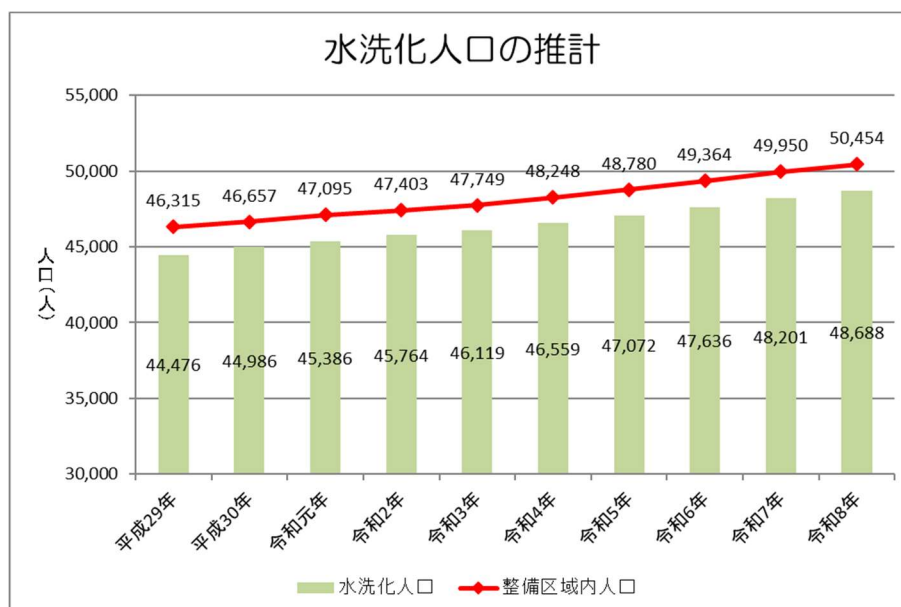
下水道使用料金は生活・営業に伴い下水道を使用した量に対して徴収される料金です。

下水道使用料金を試算する上では水洗化人口（下水道接続人口），将来の水使用量を推計することが重要となります。

(1) 水洗化人口の推計

本町の人口は増加傾向にあり，下水道の整備が進むにつれ水洗化人口は増加する傾向と推察されます。また，整備済み区域の未水洗化家屋に対して水洗化を促します。

令和3年度末の水洗化人口は約46,200人ですが，未整備区域の普及促進，水洗化の促進活動により令和8年度末には約48,700人に増加すると見込んでいます。



(2) 1人1日当たりの処理水量

公共下水道の生活污水に関する1人1日当たりの処理水量は、255 ㎥/人・日（生活及び営業）で推移していましたが、令和元年度以降減少傾向となり、令和3年度では、245 ㎥/人・日となりました。これは、節水意識の向上、節水型機器の普及に加え、新型コロナウイルス感染症等の影響により減少したものと想定されます。未だ情勢の早期の回復は望めないため、令和8年度までは現状が維持されると見込んでいます。

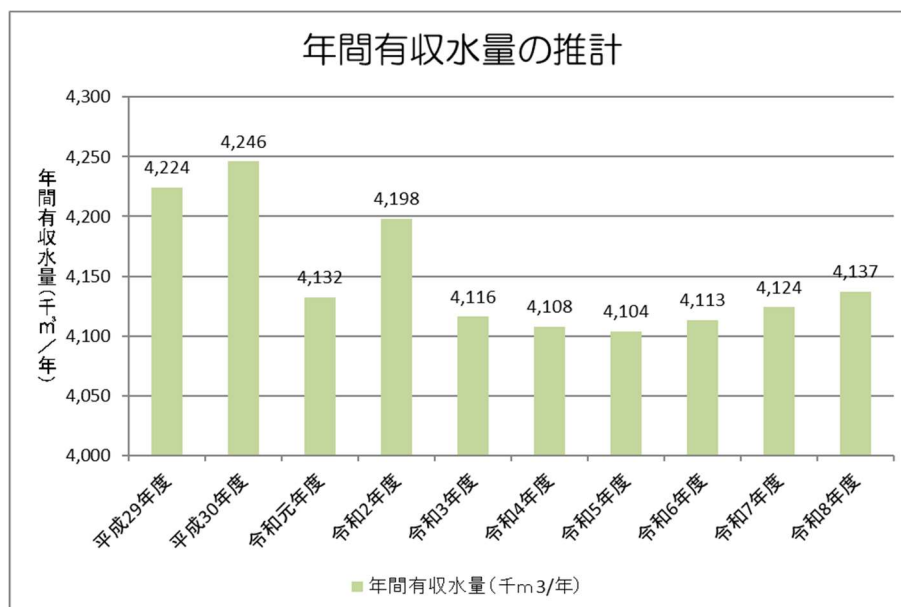
	令和3年度(実績)	令和8年度
1人1日当たりの処理水量 (㎥/人・日)	245	245

(3) 下水道処理水量(使用料金賦課対象水量)

公共下水道では、生活污水、工場排水、地下水等様々な汚水の処理を行います。

発生者が特定可能な生活排水や工場排水は料金の徴収が可能ですが、管渠の継ぎ目等から浸入する地下水量は実質、使用料金徴収の対象外となります。

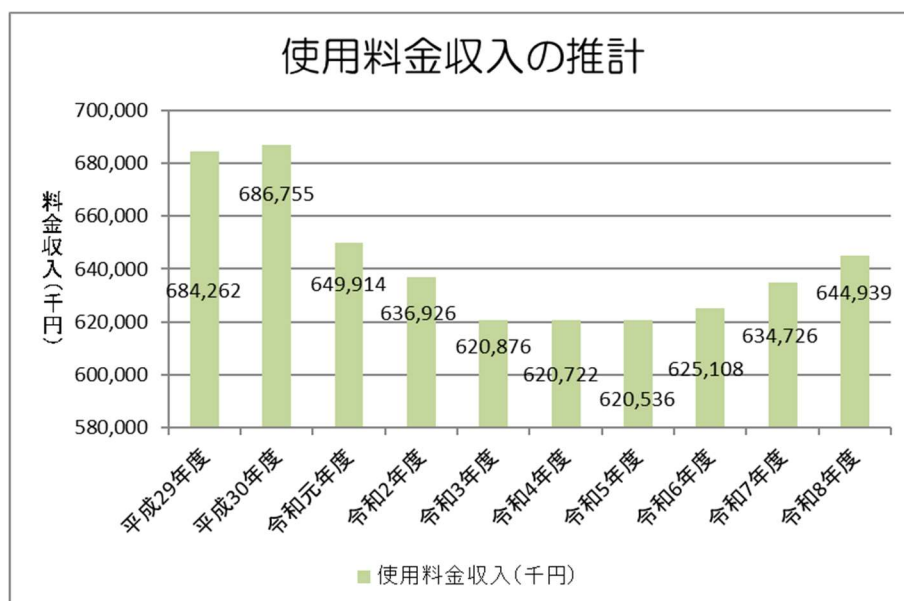
そのため、下水道処理水量の推計としては、令和3年度までの有収水量の推移と水洗化人口及び1人1日当たりの処理水量の推計から算出しており、令和8年度には4,137千m³/年と見込んでいます。



(4) 使用料金の試算値

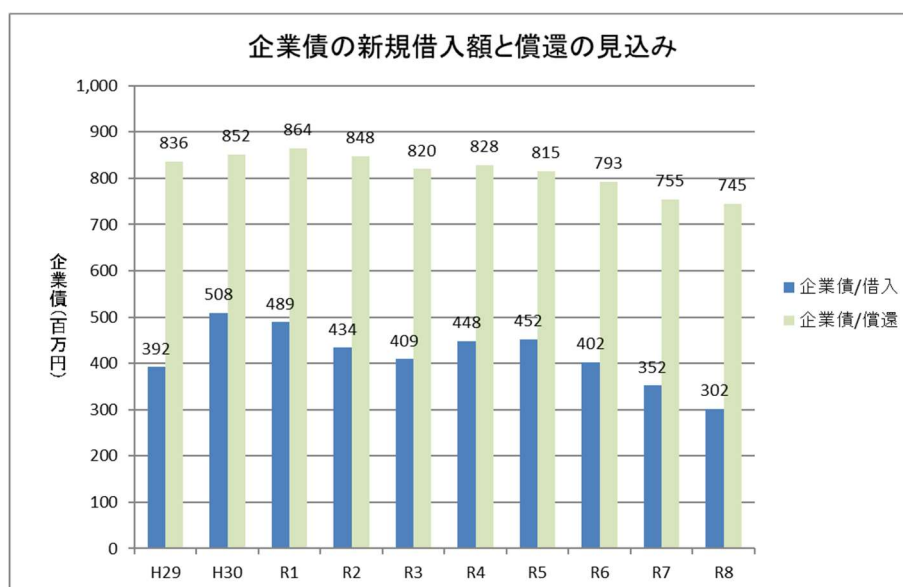
平成28年度末の使用料金収入は約654,066千円と、使用水量に比例して使用料金収入も伸びておりましたが、令和元年度以降、大口需要家の減少、物価高騰や新型コロナウイルス感染症等の影響により有収水量は減少傾向を示し、比例して使用料金収入も減少傾向となっています。今後も経済情勢の大幅な回復は難しく低迷状態が継続していくことが予測されますが、処理区域内人口は増加すると予測していることから、伸び率は緩やかではありますが、微増傾向で推移し、令和8年度には644,939千円となると見込んでいます。

当面の経営状況は人口増、水量増に起因して使用料金収入も微増傾向にあると推測しており、当該計画期間内では支出削減に努め、利用者負担を抑えることを基本方針とし、早急な料金の改定は考慮していませんが、エネルギー価格を始めとした物価高騰の継続等による使用料金収入の減少が進む場合や、流域下水道維持管理負担金の改定があった場合は、当該計画期間内でも料金改定を検討することとします。当期間内で料金改定を行わない場合は、毎年度のモニタリングを経て、次期計画期間内で使用料金の改定の是非について検討を行います。



4. 企業債の試算

企業債は下水道経営上、財源の一部を将来世代にも負担させるという合理的な側面を有していることから、当面は継続的に活用することを考えています。しかしながら、企業債残高を多く抱えることは将来世代の負担が多くなることを意味することから、年々、企業債残高を減少させることを目標とします。

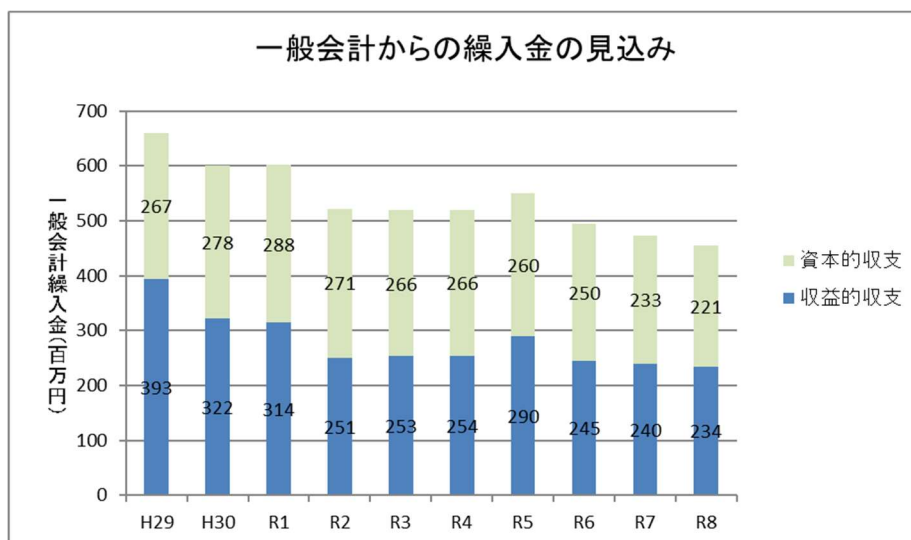


企業債残高は平成30年度に約90億円ですが、令和8年度には約53億円と約37億円減少すると見込んでいます。



5. 一般会計からの繰入金

一般会計からの繰入金は、雨水公費、汚水私費の原則のもと、繰出基準に基づき繰り入れることとしています。ただし、分流式下水道にかかる繰入金については、適正な使用料を考慮した上で決定することとなっているため、収益上の影響を勘案して、収益的収支での繰入金を平準化したものとしています。



第6章 投資・財源計画

1. 投資・財政計画

第4章、第5章で検討した考え方に基づき、料金の改定を行わない条件で策定した、本経営戦略の計画期間内の投資・財源計画を次ページ以降に示します。

資本的収支における資金不足額について、不足額のほとんどを当年度留保資金（ここでは簡易的に、当該年度の減価償却費から長期前受金戻入を引いたもの）で補うことができます。令和元年度以降、資金不足額は減少してはいるものの、繰越利益剰余金を含む留保資金の蓄えが減少傾向を示しているため、今後の管渠更新時期到来に備えて、いかに蓄えを増やしていくかが重要となります。

一方、収益的収支をみると、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大・社会情勢の変化により、一時的に使用料金収入が減少し、繰越利益剰余金を蓄えることが困難となりました。令和4年度以降は、本町の人口が増加していくことが見込まれることから、収入は一定期間、安定的に確保できるものと推察されます。また、企業債の償還が進むことから支払利息は減少傾向にあり、繰越利益剰余金は堅調に増加し、留保資金の蓄積が見込めています。その他、更なる収入増加のため、当計画期間中は主に未普及地区の解消に向け整備促進事業を継続し、併せて、支出削減のため必要経費の見直しも行っていきます。

ただし、流域の維持管理負担金単価に変動があった場合は、収益的収支に大きな影響を及ぼしますので、当計画期間中でも使用料金の改定を含めた計画の見直しが必要となります。

(1) 収益の収支 (税抜)

区分	年度	(単位:千円, %)											
		平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収益	1. 営業収益	657,132	671,493	700,949	702,553	666,695	655,979	638,723	636,277	635,889	640,261	649,682	659,701
	(1) 料収	636,241	654,066	684,262	686,756	649,914	636,976	620,876	620,722	620,536	625,108	634,726	644,939
	(2) 受託工事収益	0	554	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益	2. 営業外収益	20,891	16,873	16,687	15,798	16,781	15,053	17,847	15,555	15,353	15,153	14,956	14,762
	(1) 補助金	730,543	721,689	708,159	636,757	627,812	582,668	557,197	559,616	560,232	547,642	540,360	533,086
	(2) 補助金	402,131	391,355	376,703	306,658	296,970	235,298	235,298	235,298	235,298	231,089	225,389	219,689
収益	3. 長期前受金の収入	328,086	328,871	331,161	329,873	330,414	326,000	321,168	319,591	317,993	316,403	314,821	313,247
	(1) 収入	326	483	295	326	428	787	731	250	150	150	150	150
	(2) その他	1,387,675	1,393,182	1,409,108	1,339,310	1,294,507	1,214,647	1,195,920	1,195,893	1,196,121	1,187,803	1,190,042	1,192,787
収益	4. 職員給与	31,101	30,865	27,161	27,173	27,668	25,485	32,514	19,419	23,150	28,500	28,500	28,500
	(1) 給与	17,431	17,031	15,139	14,844	15,019	13,770	18,035	9,348	9,650	15,000	15,000	15,000
	(2) その他	13,670	13,834	12,022	12,629	12,649	11,715	14,479	10,071	13,500	13,500	13,500	13,500
支出	5. 減価償却費	483,697	495,335	510,604	489,156	483,814	505,430	496,874	496,874	501,980	499,404	500,875	502,545
	(1) 費用	16,518	13,877	11,318	11,553	11,517	10,816	9,479	11,448	11,496	11,553	11,611	11,669
	(2) 材料	5,542	6,393	6,671	2,180	1,653	1,227	10,478	6,773	11,146	7,000	7,000	7,000
支出	6. 業務外費用	218,560	205,480	191,141	180,183	160,254	144,574	129,282	108,894	95,348	83,222	72,393	62,781
	(1) 支払利息	215,132	199,888	185,461	169,729	153,750	137,381	121,180	105,894	93,448	80,222	69,393	59,781
	(2) その他	3,428	5,612	5,680	10,454	6,504	7,193	8,102	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
特別利益	7. 特別利益	117,457	121,340	139,916	102,999	80,970	164	7,557	38,839	45,051	46,478	58,358	70,539
	(1) 損失	455	551	307	69	46	57,244	30,677	31,890	45,051	46,478	58,358	70,539
	(2) 益	△ 369	△ 494	12,435	9,291	135	55,506	30,654	30,840	△ 1,050	△ 1,050	△ 1,050	△ 1,050
流動	8. 繰上償還	139,137	289,934	281,334	263,624	264,729	180,399	158,910	228,589	272,590	318,018	375,326	444,815
	(1) 償還	717,945	726,270	907,281	1,030,561	927,480	1,029,458	1,082,802	1,082,802	1,082,802	1,082,802	1,082,802	1,082,802
	(2) 未償還	70,784	49,594	50,063	86,221	54,730	56,571	57,073	57,073	57,073	57,073	57,073	57,073
流動	9. 繰上償還	973,087	838,671	900,149	1,133,087	917,715	930,658	904,420	930,658	930,658	930,658	930,658	930,658
	(1) 償還	802,046	702,172	718,395	863,906	848,312	819,583	827,600	827,600	827,600	827,600	827,600	827,600
	(2) 未償還	168,227	131,628	269,297	266,527	66,644	60,172	72,392	72,392	72,392	72,392	72,392	72,392
果積欠損金比率	(1) 果積欠損金比率	(A)-(B) × 100											
	(2) 果積欠損金比率	(A)-(B) × 100											
	(3) 果積欠損金比率	(A)-(B) × 100											
地方財政法第15条第1項により算定した	10. 地方財政法第15条第1項により算定した	657,132	670,939	700,949	702,553	666,695	655,979	638,723	636,277	635,889	640,261	649,682	659,701
	(1) 算定	657,132	670,939	700,949	702,553	666,695	655,979	638,723	636,277	635,889	640,261	649,682	659,701
	(2) 算定	657,132	670,939	700,949	702,553	666,695	655,979	638,723	636,277	635,889	640,261	649,682	659,701
地方財政法第16条により算定した	11. 地方財政法第16条により算定した												
	(1) 算定												
	(2) 算定												
地方財政法第17条により算定した	12. 地方財政法第17条により算定した												
	(1) 算定												
	(2) 算定												
地方財政法第22条により算定した	13. 地方財政法第22条により算定した												
	(1) 算定												
	(2) 算定												

(2) 資本的収支 (税抜式)

区分	年度												
	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
資本的収入	1. 企業資本費準備化償還金	361,800	340,300	391,900	508,400	489,000	433,900	409,100	447,700	402,000	352,000	302,000	
	うち 会社計出資金	200,000	200,000	200,000	300,000	300,000	298,900	280,000	284,100	210,000	160,000	110,000	
	2. 他会計補助金	236,978	261,772	266,610	277,644	288,249	270,740	266,296	265,822	250,143	232,930	221,476	
	うち 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的支出	6. 国(都道府県)補助金	18,900	0	5,000	25,000	0	0	0	0	0	0	0	
	7. 固定資産売却代金	30,033	16,330	7,003	45,502	13,956	9,935	53,907	6,414	4,000	4,000	4,000	
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9. その他	647,711	618,402	670,513	856,546	791,205	714,575	729,303	719,936	708,727	656,143	588,930	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
資本的収入の不足額	1. 建設改良費	647,711	618,402	670,513	856,546	791,205	714,575	729,303	719,936	656,143	588,930	527,476	
	うち 職員給与費	159,234	108,359	158,396	212,225	131,338	74,065	64,343	133,685	173,000	173,000	158,900	
	2. 企業債償還金	758,546	803,747	835,988	852,142	863,906	848,312	819,583	827,600	810,369	784,666	724,527	
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的収入の不足額の不足額	計	917,780	912,106	994,384	1,064,367	995,244	922,377	883,926	961,285	957,666	914,546	883,427	
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	270,069	293,704	323,871	207,821	204,039	207,802	154,623	241,349	301,523	325,616	355,951	
	1. 損益勘定留保資金	260,069	151,928	223,871	87,821	54,039	97,802	54,623	191,349	234,642	301,523	355,951	
	2. 利益剰余金処分額	10,000	140,000	100,000	120,000	150,000	110,000	100,000	50,000	40,000	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
補填財源	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	270,069	291,928	323,871	207,821	204,039	207,802	154,623	241,349	301,523	325,616	355,951	
	補填財源不足額 (E)-(F)	0	1,776	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	他会計借入金残高 (G)	10,193,122	9,729,675	9,285,587	8,941,846	8,556,940	8,152,528	7,742,045	7,358,045	6,999,676	6,617,010	6,227,464	
	他会計繰入金	660,000	670,000	660,000	600,000	602,000	521,674	519,186	520,432	495,232	473,319	455,165	
○他会計繰入金 (単位:千円)													
収益的収支	うち 基準内繰入金	423,022	398,228	393,390	322,356	313,751	250,934	252,890	254,610	245,089	240,389	233,689	
	うち 基準外繰入金	390,202	334,002	313,352	258,998	249,633	188,003	187,765	185,544	184,089	180,389	173,689	
	資本的収支	32,820	64,226	80,038	63,358	64,118	62,931	65,125	69,066	61,890	60,000	60,000	
	資本的収入	236,978	271,772	266,610	277,644	288,249	270,740	266,296	265,822	250,143	232,930	221,476	
	資本的支出	236,978	261,772	266,610	272,676	276,807	270,740	266,296	265,822	250,143	232,930	221,476	
合計	660,000	670,000	660,000	600,000	602,000	521,674	519,186	520,432	495,232	473,319	455,165		

2. 経費回収率の向上

第2章で示したとおり、本町の経費回収率は令和2年度で95.1%、令和3年度で95.7%となっています。これは、一般財源の支出により整備・運営が行われている事業である、水循環・再生下水道モデル事業の費用を含んだ污水处理費にて算出したものです。

再生処理施設費に相当する額は、一般会計より繰入を行っており、この再生処理施設費を除く污水处理費を用いて算出した経費回収率では、令和2年度で108.2%、令和3年度で108.1%と、100%を超えて推移しています。

使用料収入は人口増加に伴い増加傾向で推移し、污水处理費は横ばい傾向で推移すると見込まれるため、今後も100%超で継続することが想定されます。本経営戦略の計画期間中は、再生処理施設費を除く污水处理費を用いて算出した経費回収率の100%以上の維持を目標とします。

第7章 効率化・経営健全化の取組

1. 人材に関する事項

今後は普及促進から維持管理の時代へ移行することから、様々な専門知識の習得が求められます。また、企業職員として経営感覚の向上や企業会計に対する専門知識の習得なども求められます。このため、各種研修に積極的に参加していくことでさらなる職員の育成、資質の向上に努めます。

2. 広域化・共同化・最適化に関する事項

本町は流域関連公共下水道として整備を行っていることから、広域化・共同化については流域下水道を構成する他町と既に着手している状況にあります。「福岡県汚水処理事業にかかる広域化・共同化計画」について、多々良川流域ブロック会議に参加し、ハード面・ソフト面それぞれの取り組みについて検討を重ね、令和5年3月に計画が策定される予定です。今後この計画に基づき、ブロック会議への参加等、計画の進捗管理に取り組んでいきます。

管渠計画について、今後は九大農場等、比較的規模が大きい開発における管渠の設置が必要となりますが、開発計画と一体となった検討を進め、最適な方法を検討し、資本費の削減に努めます。

3. その他の経営基盤に関する事項

現状の有収率は約94%と比較的高い水準で推移しています。しかしながら、管渠整備は昭和63年から始めており、当初に埋設した管渠は布設後、約35年が経過します。管渠が劣化するとクラックの発生や継ぎ手の開きが生じ、その隙間から不明水（地下水や雨天時浸入水等）が流入し、有収率を下げる原因となります。

不明水の流入が多量となると、多々良川浄化センターの処理原価が高騰することとなり、経営基盤を脆弱にする一因となりかねません。このため、計画的な改築・維持管理に向けストックマネジメント計画を早期に策定し、予防保全型管理に努めます。また、流域関連6町で連携し、不明水調査、対策の実施を検討していきます。

4. 情報公開に関する事項

下水道に関する情報は、町のホームページ内にある“暮らしのガイド”内にて上水道事業を合わせて掲載しています。

下水道事業は住民と密接なかかわりを持つ事業であり、住民が下水道への理解を深め、困ったときに必要な情報を確認できることが求められます。このため、今後は一方的な発信ではなく、住民の方々と意見交換を行い住民のニーズに沿った情報公開のあり方について検討を行います。

また、本経営戦略の進捗を示し、経営の現状や課題を共有するために、毎年度経営比較分析表を公表していきます。

5. 経営戦略の進捗管理

経営戦略は、今後の本町の下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための指針となります。策定したら終わりではなく、確実に事業を実施し、進捗度合いを管理していくことが重要となります。このため、事業の実施状況について毎年度評価・検証を行いながら、令和9年度からの次期経営戦略を令和8年度に策定します。しかしながら、経営戦略の進捗状況が芳しくない場合、あるいは経営、財政の条件が大幅に変更となった場合には、途中年度においても見直しを検討します。

見直しを行う上では、計画と実績との乖離及びその原因を分析することにより、PDCAサイクルを活用したスパイラルアップを図りつつ、様々な視点での検討を行います。